

## 名誉会長に関する細則

第1条 会則第13条第2項の規定に基づき、名誉会長に関し必要な事項を定める。

第2条 本会の運営について、特に顕著な功績があった会長が退任した場合、名誉会長として推戴することができる。

第3条 名誉会長は、理事会が推薦し、総会において承認をうける。

第4条 名誉会長は、会員資格の有無に拘わらず、次の権利を有する。

- (1) 会長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (2) 総会に出席し意見を述べることができる。
- (3) 会報の配布を受けられることができる。
- (4) 機関誌の配布を受けられることができる。
- (5) 機関誌へ投稿することができる。
- (6) 協会出版物を会員価格で購入することができる。

第5条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

### 附 則

- 1 この細則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 看護図書館協議会会則の第6条の規定により、現に名誉会長である者は、この細則により選出された名誉会長とみなす。
- 3 この細則は平成18年4月22日から施行する。